

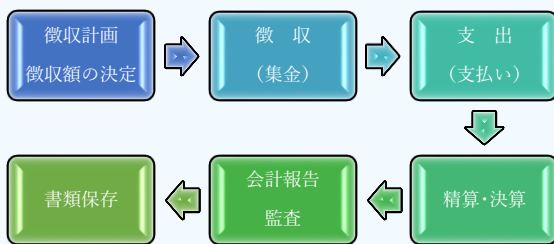


# 適切な会計処理の執行について

(令和元年度 周防大島町教育力向上ステップアップセミナー 下関市立川中中学校 事務長 藤井 達行 様 より)

## 小中学校における『私会計』の中で学校徴収金（保護者からの徴収金）

### 学校徴収金事務の流れ（例）



### 学校徴収金会計処理の適正化のために

- ・会計処理方法への統一
  - ※市町全体での会計処理の基本となる取扱要綱等の作成
  - ※同一の処理システムの導入が望ましい
  - ※取扱要綱等に基づいた会計点検の実施
- ・教職員への研修
  - ※校内での取扱方法を教職員が共通理解

①いつ      ②いくら      ③何のために

お金を動かしたのか説明ができるように!!

### 日常の会計業務執行上の注意点

学校徴収金＝学校への信用の基に一時的に保護者から預かっているお金

- ・保護者への説明責任⇒ 透明性、公平性の確保
- ・計画的、効果的な執行
- ・チェック体制の充実
  - ※支出、収入承認書の複数による確認
  - ※複数の職員が会計処理に関わる
  - ※金銭出納簿、預貯金通帳等の定期的な確認
  - ※執行状況の定期的な確認
  - ※校長による全会計の把握



～集金後は速やかに預貯金口座へ入金～  
⇒ 学校で現金を保管しない事務処理体制の確立

◎いつでも出せる4点セット◎

①通帳    ②金銭出納簿    ③支出・収入承認書    ④証拠書類

## ★諸手当について★

諸手当の支給を受けている先生方を対象に、毎年この時期に認定状況の確認を行います。該当の先生方には、事務職員から書類等の提出依頼をしていると思いますので、期日までの提出をよろしくお願ひします。現在、手当の支給を受けていない方で、新たに手当の支給の該当になった場合は、手続きが必要となりますので、それぞれの手当の支給対象など今一度ご確認ください。



諸手当の支給は、皆さんからの届出（事実発生から15日以内・適正な内容）に基づいて行われます。届出をしなかったり、届出が遅れたり、届出の内容が誤っていたりすると、

- ・支給できる手当が支給されない
- ・支給された手当の返還を求められることがあります。



### 扶養手当

○支給対象

扶養親族がある職員

○扶養親族とは

次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの

- ・配偶者
- ・子、孫、弟、妹（満22歳の年度末まで）
- ・父母、祖父母（60歳以上）
- ・重度心身障害者

※以下に掲げる者は、扶養親族とはできません。

- ・他団体（含民間企業）の扶養手当等の対象となっている者
- ・年間所得が130万円程度以上である者

※扶養親族が共同して扶養される場合には、職員が主たる扶養者である場合に限り、認定できます。

○届出が必要な場合

- ・結婚・出生・養子縁組・離職、所得減
- ・離婚・死別・離縁・就職、所得増等

※扶養親族の状況に変化があった場合は、必ず、担当職員に相談してください。

- ・扶養親族の所得の変動（就職（含アルバイト）、離職、給与の増減、年金の支給額の変動等）
- ・扶養親族との別居（含施設入所）、同居等



### 通勤手当

○支給対象

- ①交通機関等を利用して通勤している職員
- ②自動車等により通勤している職員  
※通勤距離が徒歩で片道2km以上であること

○届出が必要な場合

- ・通勤方法を変更した場合（採用・異動を含む）
- ・通勤経路を変更した場合
- ・定期券等の額に変更があった場合

※高速道路を利用して通勤しようとする場合は、必ず、担当職員に相談してください。



### 住居手当

○支給対象

- ①自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員
- ②単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員

※家賃に駐車場代、共益費等は含まれません。

※扶養親族等が借受け者の場合、職員が他者と共同で借り受けている場合や、住宅の貸主が、職員の親族である場合等は、担当職員に相談してください。

○届出が必要な場合

- ・新たな住居の借り受け
- ・転居
- ・家賃の増額、減額等



### 単身赴任手当

○支給対象

異動に伴い、やむを得ない理由により単身赴任した職員

○届出が必要な場合

担当職員に相談してください。

